

## 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例

〔 制定 昭和36年岐阜県条例第24号  
改正 平成4年岐阜県条例第6号 〕  
(原文縦書き)

(目的)

**第1条** この条例は、屋外における集会及び集団行進並びに集団示威運動が公共の安全と秩序に対して直接危険を及ぼすことなく行なわれるようにすることを目的とする。

(解釈適用)

**第2条** この条例は、前条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

2 この条例による権限は、前条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行使すべきであって、いやしくも権限を逸脱して個人の基本的な人権若しくは団体の正当な活動を制限し、又は団体の正当な活動に介入するようなことがあってはならない。

(示威運動等の許可及びその基準)

**第3条** 道路、公園その他屋外の公共の場所において集会若しくは集団行進又は集団示威運動(以下「示威運動等」という。)を行なおうとする場合は、その主催者(団体が主催しようとするときにあっては、当該主催しようとする示威運動等を総括して主宰する者とする。以下同じ。)は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる行事については、この限りではない。

- (1) 婚礼、葬儀及び宗教上の祭礼
- (2) スポーツ、競技等の体育運動
- (3) 学校又は官公庁の行事
- (4) 商業宣伝のためにする行進
- (5) 祝賀、親ぼく、慰安等のため、通常市民的行事として行なわれるもの
- (6) 選挙に関する法令の規定に基づいて行なわれるもの
- (7) 前各号のほか50人未満の示威運動等で、行進を伴わないもの
- (8) その他公安委員会の定めるもの

2 公安委員会は、示威運動等を実施することにより公共の安全と秩序に対して直接危険が及ぶことが明らかであると認められる場合のほかは、これを許可しなければならない。

(許可の申請)

**第4条** 前条の規定による許可を受けようとする主催者は、その示威運動等を開始しよ

うとする日時の48時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書2通を、その示威運動等を実施しようとする場所（以下「実施場所」という。）を管轄する警察署長（実施場所が2以上の警察署長の管轄にわたるときは、いずれかの警察署長）を経て公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 示威運動等の名称及び目的
  - (2) 主催者の住所、氏名及び年令
  - (3) 主催者が実施場所の市町村の区域内に居住していないときは、実施場所の市町村の区域内に居住する連絡責任者の住所及び氏名
  - (4) 開始及び終了の日時
  - (5) 実施場所（行進を伴うものについては、実施場所のほか、進路及びその略図）
  - (6) 参加予定人員（2以上の参加予定団体がある場合は、その団体別内訳）及び車馬の概数
- （条件の付与等）

**第5条** 公安委員会は、第3条の許可をするにあたり、公共の安全と秩序に対して直接危険が及ぶことを防止するため、次の各号に掲げる事項について条件を付することができる。

- (1) 官公庁の業務の妨害防止に関する事項
- (2) 刃物、こん棒その他危険な物件の携帯の禁止又は制限に関する事項
- (3) 蛇行進、うずまき行進、すわり込み等公衆に対し危険又は著しい迷惑を及ぼす行為の禁止又は制限に関する事項
- (4) 夜間における静穏保持又は学校、図書館、病院その他これらに類する施設の周辺における静穏保持に関する事項
- (5) 行進隊列の区分等当該示威運動等の統制保持に関する事項
- (6) 公共の安全と秩序に対して直接危険が及ぶことを防止するためやむを得ない場合の進路、場所又は時間の変更に関する事項

2 示威運動等の主催者は、前項の規定により条件を付された場合には、その示威運動等に参加する者にその内容を周知させ、かつ、遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（許可、不許可処分の手続等）

**第6条** 公安委員会は、第3条の規定により許可をした場合にはその旨及び前条第1項の規定による条件を付したときにはその条件を、許可をしないこととした場合にはその旨及び理由を記載した書面を、その示威運動等の開始日時の24時間前までに、主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により主催者又は連絡責任者に交付することができない場合には、許可申請書が提出された警察署の掲示板に当該書面を掲示することによって交付に代えることができる。

2 示威運動等の開始日時の24時間前までに前項の規定による交付又は掲示がなされなかった場合には、当該示威運動等について当該申請のとおり第3条の規定による許

可があったものとみなす。

( 県議会への報告 )

**第7条** 公安委員会は、第3条の規定により許可をしないこととした場合は、遅滞なく県議会に対し、その旨及び理由を詳細に報告しなければならない。

( 警告又は制止 )

**第8条** 警察官は、第3条の規定に違反して許可を受けないで、又は第4条の規定による許可申請書の記載事項に違反し、若しくは第5条第1項の規定により付された条件に違反して示威運動等が行なわれることが明らかであると認めるときは、当該示威運動等の主催者又は参加者に対して、その違反にかかる行為の防止のため必要な警告を発し、また、その違反にかかる行為が行なわれることにより公共の安全と秩序に対して直接危険が及ぶおそれのあることが明らかであって、急を要する場合には、その行為を制止することができる。

2 前項の規定により警察官が行う警告又は制止は、やむを得ない場合を除き、警察本部長、警察署長又は現場における警察活動の責任者の指揮に基づいて行なわなければならない。

( 委任 )

**第9条** この条例の実施のため必要な事項は、公安委員会規則で定める。

( 罰則 )

**第10条** 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定による許可を受けないで行なわれた示威運動等の主催者並びに当該示威運動等を指導した者及びせん動した者
- (2) 第4条の規定による許可申請書に記載された日時、場所又は進路を変更して行なわれた示威運動等の主催者並びに当該示威運動等を指導した者及びせん動した者
- (3) 第5条第1項の規定により付された条件に違反して行なわれた示威運動等の主催者(第5条第2項の規定による措置を講じたことが証明されたものを除く。)並びに当該示威運動等を指導した者及びせん動した者

2 第4条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して許可を受けた主催者は、10万円以下の罰金に処する。

**附 則**(昭和36年8月5日岐阜県条例第24号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。
- 2 この条例施行前に改正前の行進又は示威運動に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によって許可されている集団行進又は示威運動については、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際、現に旧条例の規定によってなされている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいてなされた許可の申請とみなす。
- 4 この条例施行前に旧条例の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

**附 則**(平成 4 年 3 月 30 日岐阜県条例第 6 号)

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。